

## 岩倉市物件納入等参加者格付基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岩倉市が発注する物件の製造及び購入並びに委託業務に係る競争入札に参加する者の格付の方法及び基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(格付機関)

第2条 格付は、岩倉市入札契約審査委員会（以下「委員会」という。）が決定する。

(格付対象業者)

第3条 格付は、入札参加資格審査申請を提出し、資格を認定された業者について行う。

(審査期間)

第4条 委員会は、入札参加資格審査申請の定時受付にあってはその年の4月1日までに、随時受付にあっては入札参加資格審査申請書の提出日から2か月以内に格付をしなければならない。

(審査の基準日)

第5条 審査は、別表第1及び別表第2に定めるところにより審査採点するものとし、基準日は、その年の1月1日とする。

(格付の方法)

第6条 格付は、別表第3に定めるところにより、総合数値の値に基づき等級を決定する方法により行う。

2 前項の総合数値は、前条の規定により審査採点した数値を用いて、次の式により算出する。

総合数値＝年間取扱高に係る点数＋使用人員に係る点数

3 第1項の規定にかかわらず、市内に本社、支店、営業所等を有する業者については、同項の規定により格付けられる等級の1等級上位に格付する。

(有効期間)

第7条 格付の有効期間は、格付の適用された日から次の格付が適用される日の前日までとする。

(雑則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、その都度委員会において審議し決定するものとする。

附 則

この基準は、昭和58年1月26日から施行する。

附 則

この基準は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

年間取扱高	点数
5億円以上	45
1億円以上5億円未満	40
5千万円以上1億円未満	35
5千万円未満	30

別表第2（第5条関係）

使用人員	点数
50人以上	5
40人以上50人未満	4
10人以上40人未満	3
10人未満	2

別表第3（第6条関係）

総合数値	等級
39点以上	A
35点以上39点未満	B
32点以上35点未満	C
32点未満	D